

大船渡地方振興局長告示第7号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成18年6月9日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

1 通所介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370300105	気仙デイサービス・痴呆専門指定通所介護事業所	気仙デイサービス・認知症専門指定通所介護事業所	大船渡市大船渡町字山馬越 196 番地	平成17年10月 1日

2 認知症対応型共同生活介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370300089	痴呆対応型共同生活介護事業所グループホーム「ひまわり」	認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム「ひまわり」	大船渡市大船渡町字山馬越 196 番地	平成17年10月 1日
0370300196	痴呆性高齢者グループホームさんりく	認知症高齢者グループホームさんりく	大船渡市三陸町越喜来字所通 25 番地 7	平成17年11月 1日